

大和市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則をここに公布する。

平成22年2月17日

大和市長 大木 哲

大和市規則第5号

大和市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成21年大和市条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 条例第2条に規定する規則で定める契約は、次のとおりとする。

区 分	契約の種類
条例第2条第1号に規定する契約	1 事務用機器及び情報機器 2 医療機器 3 検査機器及び測定機器 4 車両 5 前各号のほか、市長が適当と認めたもの
条例第2条第2号アに規定する契約	1 機械警備業務 2 前号のほか、当該業務を履行するために必要な設備、機器等を備える必要があるものであって、市長が適当と認めたもの
条例第2条第2号イに規定する契約	1 施設の運転管理業務 2 建物清掃業務 3 人的警備業務 4 電話交換（受付）業務 5 条例第2条第1号に規定する物品の保守点検 6 前各号のほか、当該業務を履行するために資材、機材等の調達、労働力の確保及びその教育訓練期間等一定の準備期間が事前に必要であって、複数年でない投資費用が回収されないもののうち、市長が適当と認めたもの

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。